

運輸安全マネジメントに関わる情報の公開



九十九里鐵道株式会社では、法令の順守とともに安全マネジメントを確実に実施し、全員が安全第一の精神で業務を遂行致します。

安全方針

- ◆安全の確保
- ◆規定の遵守
- ◆執務の厳正

安全唱和

「安全の確保は、輸送の生命である。」

「規定の順守は輸送の安全の基礎である」

「執務の厳正は安全の要件である」

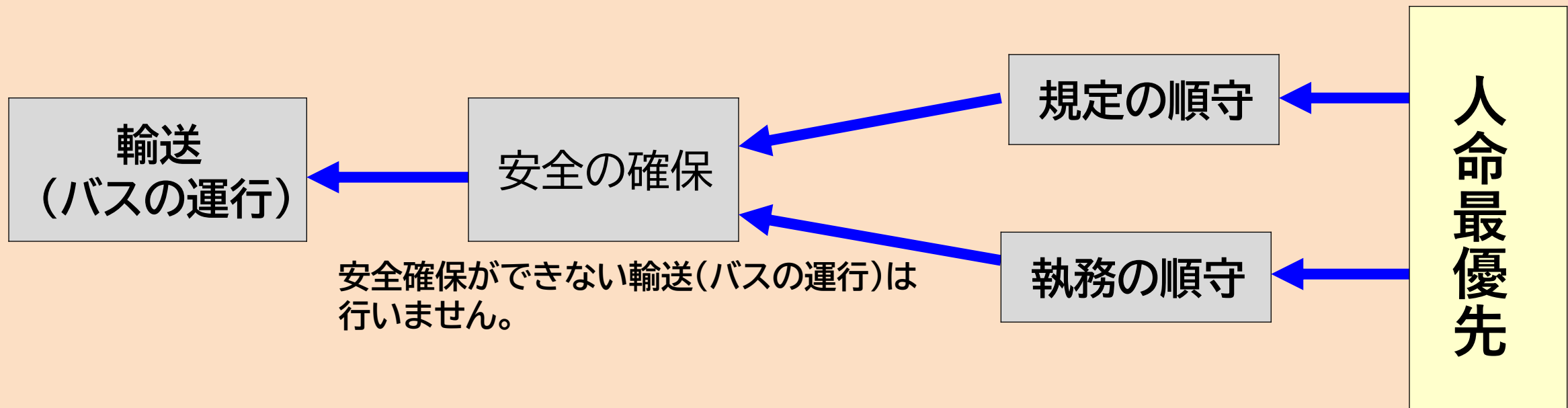
法令の遵守とともに安全マネジメントを確実に実施し

全社員が一丸となって業務を遂行することにより

絶えず輸送の安全性の向上に務めます。

九十九里鐵道株式会社

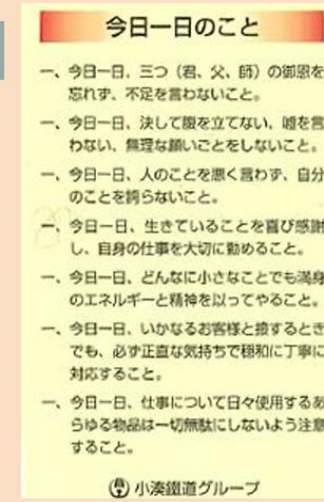
安全に対する私たちの行動指針



関係法令・社内規則を熟知し、それを守り、不測の事態が起きても全てオープンにした上で、正しく対処していく事を、継続して行ってまいります。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、全社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また社内に於いて輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。
- (4) 社訓に基づく社員の行動指針＝「今日一日のこと」



安全唱和

「安全の確保は、輸送の生命である。」
「規定の順守は輸送の安全の基礎である」
「執務の厳正は安全の要件である」

法令の遵守とともに安全マネジメントを確実に実施し全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努めます。

九十九里鉄道株式会社

2. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する方針に基づき、実施すべき重点施策は以下5項目とする。

尚、運行管理者・整備管理者・運転者・車両及び施設等に関する施設については、関係法令等 別に定めるところによるものとする。

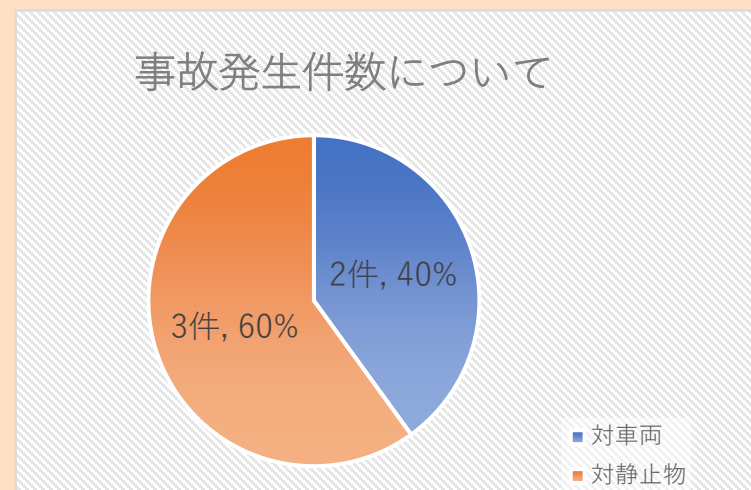
- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (4) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。

3. 事故統計(2025年度実績)

(1) 重大事故0件

※自動車事故報告規則第2条に該当する事故

(2) 有責事故種別発生件数5件 →対車両2件・対静止物3件



4. 安全への取組み(2025年度実績)

(1) 2025年度教育実績

①全乗務員を対象に、社長の指針に基づいた基本方針を指導するとともに、年間を通じて運輸規則第38条第1項、第2項で定められている13項目を指導しました。

②運行管理者・整備管理者研修（補助者を含む）
○運行管理車研修 3名受講
○整備管理者研修 受講無し

乗合・貸切バス（一般的）指導記録簿					令和7年度
営業所名	九十九里鉄道株式会社		運行管理者		
実施年月日	年	月	日	指導時間 : ~ :	
実施場所	九十九里鉄道本社				
			指導講師		
【実施した具体的な指導内容】					
1 バスを運転する心構え					
2 バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと					
3 バスの構造上の特性					
4 乗車中の乗客の安全を確保するために留意すべき事項					
5 乗客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項					
6 運行路線・経路における道路及び交通の状況					
7 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法					
8 運転者の運転適性に応じた安全運転					
9 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因とこれらへの対処方法					
10 健康管理の重要性					
11 安全性の向上を図るための装置を備えるバスの適切な運転方法					
12 ドライブレコーダーの記録を活用した運転特性に応じた安全運転の指導					
13 DVDを使用した教育…ドラレコによるヒヤリハットの映像を使用					
受講者名(必須)	印	受講者氏名	印	受講者氏名 印	

4. 安全への取組み(2025年度実績)

(1) 2025年度教育実績

③安全運転の実技指導

貸切バスの運行に際し、初任運転者に対して行う20時間の「安全運転の実技指導」を行っています。

実施時期	貸切バス乗務員への任命時		
車種区分	大型車		
実施ルート と 指導内容	①初日	:市原・木更津周辺コース。運転になれるため基礎教習コース教官が横に立ち、バスの運転の基本動作を確認・指導をする。	
	②2日目	:長南・茂原・白子方面のコース	
	③3日目以降	:主として配車する場所・お客様より利用の多い箇所について実際にお客様にご利用いただいていると想定しながら乗務訓練を行う。発車時の指差呼称での安全確認(左ミラー、車内ミラー、前方、右ミラー)安全な走行をするために注意すべき点、接客マナーなどを指導。 ※指導するうえで最も意識していること。 ・車内人身を絶対に起こさないよう繰り返し伝えること。 ・ブレーキの掛け方、発進時のアクセルの踏み方、曲がる際の角度や速度、お年寄りや身体の不自由な方がご乗車された時の対応など。	
添乗員の指導履歴	九十九里鉄道 運行管理者	2025年7月～	
	九十九里鉄道 乗務員	2025年7月～	

4. 安全への取組み(2025年度実績)

(2) 2025年度の新たな取組み

①片貝車庫の遠隔点呼の導入。

運行管理者(補助者)の業務負担の軽減、体温測定にて、乗務員の健康状態をより確実に把握できるようになりました。

また、各拠点ごとで点呼を実施していましたが、点呼を一括して本社で行うことにより、乗務員とのコミュニケーションが取りやすくなりました。

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(1) 2026年度安全目標と主な取組み

①有責事故を10件以内にする。

※構内事故0件を目標とする。

※確認の励行、車両感覚の確実な把握による接触事故の撲滅

※車内事故の発生防止を図る

(車内のお客様の着席状態等、動きをよく確認してから発車する。

完全に停止するまで席を立たない、手摺・つり革に掴まるよう周知を徹底する等)

※責任事故発生後、週次の会議で概要・再発防止策を共有することで、類似の事故発生を減らす。

②初任運転者に対する、添乗指導員付き20時間の「安全運転実技指導」の実施。

③事故対策機構による適性診断、適齢診断の受診。

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(2)輸送の安全に関する教育及び研修

・年間教育計画

当社は輸送の安全確保が事業経営の根底であることを深く認識し、社員に対し以下に定める年間教育計画に基づき本趣旨の徹底を図る。

1.実施者

教育は社長の指示に基づき、安全統括管理者並びに社内講師が運転者、運行管理者、整備管理者を含む全従業員に教育・指導をする。

2.内容

- ①関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要である事を認識させる。
- ②バス乗務員に対しては「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項及び第2項」の規定を重点に教育するものとする。
- ③バス運転者の労働時間等の改善基準のポイントを説明する(労働基準局資料に基づく)

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(2)輸送の安全に関する教育及び研修

3.乗務員教育について

- ①2026年度より、eラーニングを用いた教育方法を導入し、計画的に実施。
- ②社長の指針に基づいた基本的方針を指導すると共に、年間を通じて 運輸規則第38条 第1項、第2項にある13項目を指導する。
- ③年4回ある各交通安全運動期間の点呼時に、本社・車庫での立ち合いを実施。

2026年度 乗務員教育計画予定表	
	予定
イーラーニングを使用するための乗務員への操作方法・教育	4月～6月
1.事業用自動車運転をする場合の心構え	7月
『事業用自動車の運転の安全、旅客の安全確保、他の運転者の模範となるべく為の教育』	
2.事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保する為に遵守すべき基本事項について	7月
『道路運送及び交通ルール等の理解及び安全運行の方法』	
11.ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	
3.バスの構造上の特性	8月
『車高・視野・死角・内輪差及び制動距離等の確認』	
『非常信号用具・非常口・消火器の取り扱いの指導』	
4.乗車中の旅客の安全を確保する為に留意すべき事項	8月
『シートベルトの着用の有無の危険性』	
『走行に留意すべき事項を確認』	
5.旅客が乗降する時の安全を確保する為に留意すべき事項	9月
乗降時には、どのような危険があるのか、各々の乗客の対応について考える。	
6.主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通状況	9月
11.ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	
12.ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリハット体験等の自社内での共有	
7.危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法	10月
『事業用自動車の運転に関して生ずる様々な危険について、危険予知訓練及び危険回避の方法』	
8.運転者の運転特性に応じた安全運転	10月
『適性診断の結果に基き、個々の運転者への特性を自覚させ運転者のストレス等心身の状態に配慮する指導』	
9.交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及び対処方法	
『過労・飲酒等生理的要因並びに慣れ・過信運転による集中力の欠如による事故事例』	
『過労運転防止とサービス向上について』	11月
『睡眠不足による過労運転防止及び接客態度について』	
10.健康管理の重要性	11月
『疾病に起因する交通事故の事故事例及び定期健康診断による生活習慣病の改善を図る指導』	
11.安全性の向上を図る為の装置を備えた事業用自動車の適切な運転方法	12月
『安全性の向上を図る為の装置に関わる事故事例・安全性性能の向上を図る為の装置の性能及び留意点』	
運転支援装置の特性と使い方	
12.ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリハット体験等の自社内での共有	12月
13.DVDを使用した教育	1月
ドライブレコーダー映像をみて、危険予知、事故発生時の対応について再確認。	
教育内容の見直し、見受講者への再アプローチ対応。	2・3月

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(2)輸送の安全に関する教育及び研修

3.乗務員教育について

乗務員教育に盛り込む内容

(1) バスを運転する場合の心構え

旅客輸送は安全・確実が大前提であり、プロの運転手としての自覚を持ち、他の運転者の模範となるよう心掛けること。

(2) 事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

制限速度・進路変更時の右左折確認の徹底バス乗務員としての身だしなみ・安全運転の励行

※駐停車禁止場所での旅客の乗降は行わないこと。

(3) 事業用自動車の構造上の特性

(イ) バスの車高・車幅などを認識し、事故防止に努めること。

(ロ) 薄暮時間・夜間等の「死角」を意識し、確認を十分に行うこと。

(ハ) 内輪差による巻き込み事故の防止を徹底すること。

(ニ) 制動距離の認識を持ち、追突事故・車内人身事故の防止に努めること。

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(2)輸送の安全に関する教育及び研修

3.乗務員教育について

(4) 乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項

- (イ) 急加速・急制動の禁止。
- (ロ) 車内のお客様の動きを室内ミラーで確認すること。
- (ハ) 貸切車両においては、シートベルトの着用をお願いし安全確保に努めること。

(5) 旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項

- (イ) 乗降扉の開閉操作については確実に停止している間に行なうこと。
- (ロ) バス停に停める際、お客様が安全に乗車するよう、細心の注意を計ること。

(6) 主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況

- (イ) 駅前等、他車の動静が交錯するような場所の把握に努めること。
- (ロ) 高速道路の走行は、制限速度での走行を遵守すること。
- (ハ) 信号の無い交差点の通行にはとくに注意すること。
- (ニ) ヒヤリハットは報告し、他の乗務員と共有すること。

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(2)輸送の安全に関する教育及び研修

3.乗務員教育について

(7) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法

(イ) 考えられない相手の行動があり得ることを常に念頭に置いて業務遂行すること。

(ロ) 危険予知し、危険回避運転の実践に努めること。

(8) 運転者の運転適性に応じた安全運転

(イ) 適性診断等を活用し、自身の性格や特性を自覚すること。

(ロ) 性格や特性を踏まえ、事故防止に努めること。

(9) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法

(イ) 生理的要因…集中力等の自分なりの回復方法を見出しておくこと。

(ロ) 心理的要因…「初心忘れるべからず」の謙虚な気持ちで、ハンドルを握ること。

(10) 健康管理の重要性

(イ) 自分の健康状態を把握し、健康管理について指導を受けておくこと。

(ロ) 翌日の勤務を念頭に入れて行動すること。

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(2)輸送の安全に関する教育及び研修

3.乗務員教育について

(11) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

(イ) 安全性の向上を図る装置についての機能及び特性についての理解を深めること。

(ロ) 非常用信号器具・非常口・消火器などの保安用具の取扱方を確認すること。

(12) ドライブレコーダーの記録を利用した運転(イ) ヒヤリハット報告をもとに、ドライブレコーダー等を活用して当該乗務員への指導・教育をはかること。

者の運転特性に応じた安全運転

(13) ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験等の自社内での共有

(イ) (12)に係るものを社内の乗務員の指導・教育に活用すること。

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(3) 事故・災害等に関する報告連絡体制

別に定める事故処理規定・自然災害等運行基準・対応マニュアルに基づき、速やかに適切な対応・措置を行い、円滑に処理することを目指し、営業所長・管理者・運転者に徹底を図る。

(4) 健康管理

全従業員の定期健康診断を確実に実施し、産業医と協力し、健康増進・疾病の早期発見を図り、健康起因事故防止に努める。

5. 安全への取組み(2026年度計画)

(4) 健康管理

全従業員の定期健康診断を確実に実施し、グループ会社の健康活動計画をもとに、健康増進・疾病の早期発見を図り、健康起因事故防止に努める。

■事後措置支援確立

健診事後措置受診率向上(要精検者、有所見者の受診率・労災二次健診受診率)

■MRI、SAS健診受診率向上

■救急対応

- ・救急対応報告実施、事故防止対策
- ・救命講習実施について

■メンタルヘルス

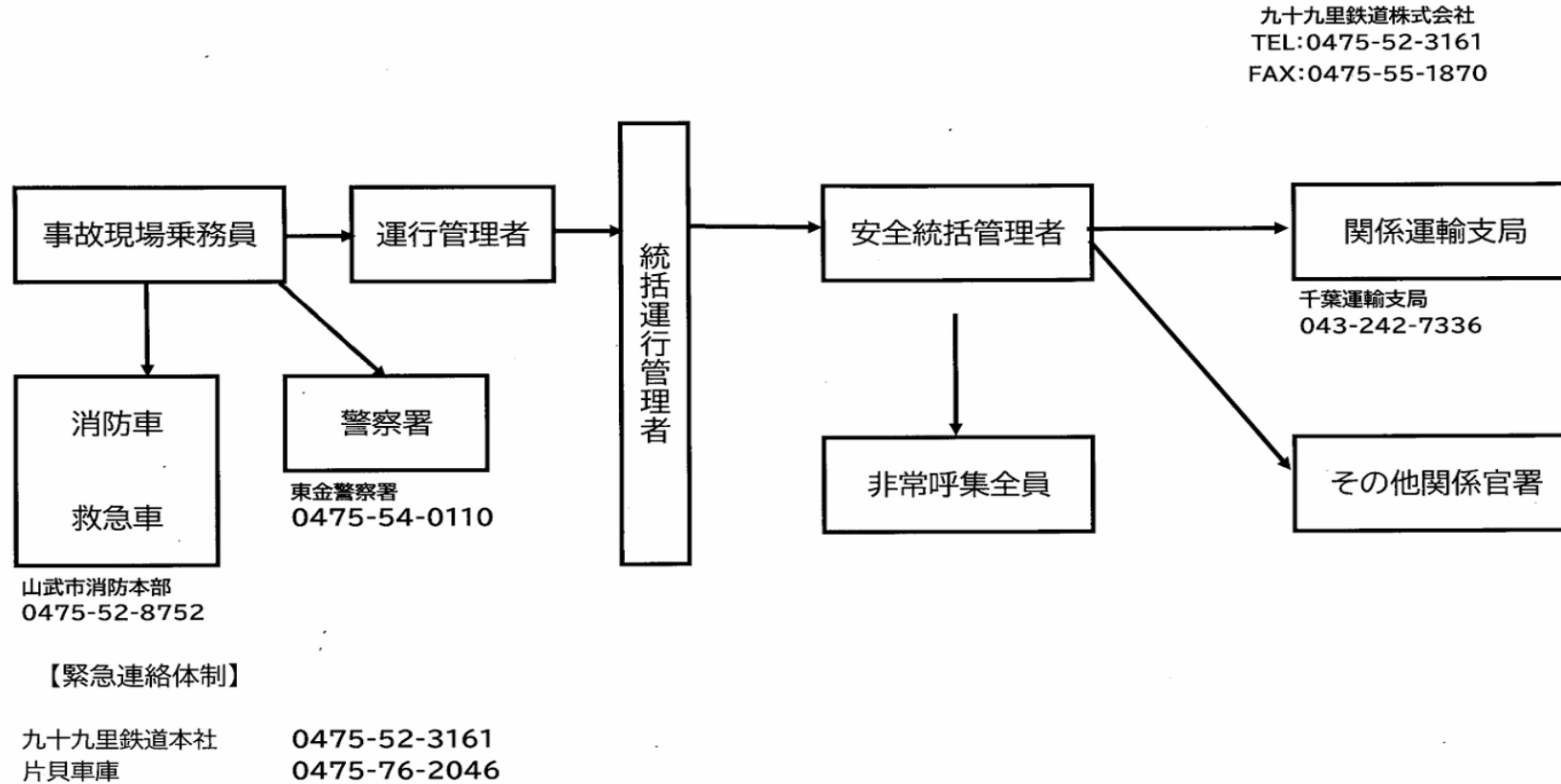
- ・ストレスチェックフォロー・復職支援プログラム作成

■健康リテラシーの向上(健康意識)

- ・新入社員講習実施継続・インフルエンザ予防接種実施
- ・ウォーキング推進員配置によるウォーキングイベント活性

6. 輸送の安全に関する組織体制及び連絡ルート

■重大事故発生時の緊急連絡体制



【別途】安全管理規定

安全管理規程

九十九里鉄道株式会社

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一人となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 1 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 2 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 3 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、

を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- 二 身体の不調その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対応策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっては会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

平成25年4月1日 実施
2023年5月15日 改正